

函館市保育所保育料等減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市つつじ保育園条例施行規則（昭和40年函館市規則第36号）第9条第1項の規定に基づく保育料、函館市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年函館市規則第97号）第4条第3項に基づく利用者負担額および第5条第2項に基づく徴収金ならびに函館市保育所における保育に関する規則（昭和62年函館市規則第35号）第8条第1項の規定に基づく徴収金（以下「保育料等」という。）の減免または減額もしくは零とすること（以下「減免」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 保育料等の減免は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号または第3号に規定する支給認定子どもの属する世帯または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項に規定する本人またはその扶養義務者の属する世帯（以下「世帯」という。）が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合に行うものとし、減免する額は、当該各号に定める額とする。

(1) 失業、転業、廃業、倒産、疾病等により、世帯の収入が著しく減少し、または支出が増加した場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「通知」という。）により算定した、減免申請のあった日の属する月およびその前2箇月の平均収入月額（イにおいて「平均収入月額」という。）が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく最低生活費を下回る場合 保育料等の全額

イ 通知により算定した推定年間所得額（平均収入月額に12を乗じて得た額を基に算出した額をいう。ウにおいて同じ。）が、減免の申請のあった日の属する年の前年（（4月から8月に申請があった場合は前々年。）以下「保育料等算定年」という。）の年

間所得額と比較して10分の7以下に減少し、かつ、平均収入月額が生活保護法に基づく最低生活費の1.2倍以下である場合
当該推定年間所得額から算出した税額に対応する階層区分に係る
保育料等の額と現在の保育料等の額との差額

ウ 世帯の構成員の疾病等により、所得税法（昭和40年法律第33号）第73条に規定する医療費控除の対象となる支出額（以下「支出額」という。）が、世帯の推定年間所得額の10分の3以上となった場合 推定年間所得額から支出額を控除した額に基づき
アまたはイの規定の例により算定した額

(2) 火災、風水害その他の災害により、世帯の住宅または家財に著しい損害を受けた場合 納入義務者の所有に係る住宅または家財について、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額がある場合は、当該金額を控除した額とする。）が、その住宅または家財の価格の10分の3以上で、保育料等算定年の世帯合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の世帯の合計額をいう。以下同じ。）が1,000万円以下である場合 別表に掲げる区分に応じた額

(3) 世帯の構成員に大幅な変動があった場合 当該変動後の世帯の保育料等算定年の年間所得額から算出した税額に対応する階層区分に係る保育料等の額と当該年間所得額に当該変動に係る所得控除を反映して算出した税額に対応する階層区分に係る保育料等の額との差額

(4) その他市長が特に必要があると認める場合 前各号の規定に準じて市長が定める額

（適用除外）

第3条 前条の規定にかかわらず、同条第1号または第3号に該当する場合の世帯が、次の各号のいずれかに該当するときは、保育料等の減免は行わないものとする。

(1) 蓄積された資産（居住用財産を除く。）、退職金、保険金、保証

金、仕送り等により当面の生活に支障のない世帯

(2) 生活困窮の状況が、近い将来において保育料等の減免を要しない状態となる見込みである世帯

(3) 前年度までの保育料等を完納していない世帯（納付相談を経て分割等の方法により納付を履行している世帯を除く。）

（減免の期間）

第4条 保育料等の減免期間は、減免の申請のあった日の属する月の初日から減免の事由が消滅する日の属する月の末日までとし、直近の8月末日を限度とする。なお、減免期間満了後も減免事由が継続している場合は、減免期間を更新することができる。ただし、第2条第2号に該当する場合は、減免の事由が発生した日の属する月の初日から起算して1年間とする。

（減免の申請）

第5条 減免を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書に次の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 収入に関する書類

ア 公的年金、各種給付金または各種手当の受給証書の写しまたはこれらの収入の額を証する書類

イ 事業主が発行する給与証明書（給与証明書を得ることができない場合にあっては、給与明細書）

ウ 預貯金の額を証する書類

エ 災害等による場合にあっては、被災により支払われる保険金の額を証する書類

オ 養育費、慰謝料または仕送りの額を証する書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 経費に関する書類

ア 税金、社会保険料等の額を証する書類（前号アまたはイに掲げる書類にこれらの額が記載されている場合を除く。）

イ 医師の診断書および医療費の請求書または領収書

ウ 災害等による場合にあっては、損害額等を証するもの

エ 住居の賃貸借契約書等

オ その他市長が必要と認める書類

(3) その他の書類

ア 民生委員の発行する無職証明書

イ 個人事業者が廃業した場合は、開廃業届出書の写し

ウ り災証明書

エ その他市長が必要と認める場合

(減免の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、別記第2号様式の通知書により申請者に対して通知するものとする。

(減免事由の消滅届)

第7条 保育料等の減免を受けている納入義務者は、第2条各号(第2号を除く。)に定める減免の事由が消滅した場合は、遅滞なく、別記第3号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

(減免の取消し等)

第8条 市長は、前条の届出があったとき、または減免の必要がないと認められる事実が判明したときは、減免の全部または一部を取消し、別記第4号様式の通知書により当該決定を受けた者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該取消しに係る部分に関し、当該取消しのあった日前の保育料等を徴収するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

減免する額		
損害の程度 世帯合計 所得金額	住宅または家財の価格 の10分の3以上10 分の5未満	住宅または家財の価格 の10分の5以上
500万円以下で あるとき。	保育料等の月額 の2分の1に相当する額	保育料等の月額 の全額
750万円以下で あるとき。	保育料等の月額 の4分の1に相当する額	保育料等の月額 の2分の1に相当する額
750万円を超え るとき。	保育料等の月額 の8分の1に相当する額	保育料等の月額 の4分の1に相当する額